

平成27年度建設工事等における入札・契約制度の改正

説明会

【平成28年4月1日施行】

日時：平成28年2月8日（月）10:30～ 自治会館202・203会議室

13:30～ 自治会館202・203会議室

9日（火）11:00～ 登米合庁5階大会議室

10日（水）11:00～ 大崎合庁1階大会議室

15日（月）11:00～ 東部下水道事務所会議室

次 第

1 説明事項

- (1) 建設工事等の入札契約制度における震災特例の取扱いについて
- (2) 建設工事における指名競争入札の取扱いについて

建設工事等における入札・契約制度の改正について

【平成28年4月1日施行】

1 改正の項目

- (1) 建設工事等の入札契約制度における震災特例の取扱いについて
- (2) 建設工事における指名競争入札の取扱いについて

2 改正の概要

(1) 建設工事等の入札契約制度における震災特例の取扱いについて

①目的

- ・本県の震災からの復旧・復興事業については、建設業の皆様の総力を結集した取組みにより着実に歩みを進めてきているところではありますが、今後もなお継続した取組みが必要であり、震災以降に講じてきた入札・契約制度の特例措置についても引き続き運用を図ることで、透明性・公正性・競争性・品質向上性を確保しつつ、復興加速化の後押しをするものです。

②概要（別紙「震災特例一覧表」参照）

- ・東日本大震災からの復興の進捗状況は、全体としては未だ完了していない状況であること、また、宮城県震災復興計画では平成26年度から平成29年度までを「再生期」と定め、本県の復旧・復興を更に加速化していくこととしております。
- ・県内建設業の皆様を対象としたアンケート調査では、いずれの特例措置も高い評価と継続を希望する結果となっております。（別添「参考資料」参照）
- ・以上のことから、建設工事等の入札契約制度における震災特例について、平成28年度においても継続することとします。
- ・また、特例項目の中で、入契法及び品確法の趣旨や入札参加機会の拡大効果が期待できる施策については、特例を解き、平成28年度から制度化することとします。
- ・なお、平成29年度以降の運用については、復旧・復興事業の進捗、完成状況及び県内建設業の皆様のご意見等を総合的に勘案しながら、引き続き検討していくこととします。

震災特例一覧表の項目5及び6の概要を添付しておりますので参照してください。他の項目については、契約課のHPで概要を参照してください。

震災特例一覧表

別紙

番号	項目	適用範囲	現在の適用時期		業者アンケートの結果				平成28年度
					開始	終期	評価4以上の割合	今後のあり方	
			割合	継続(A+B)				平成28年度末まで(A)	
1	「発注見直し」の公表頻度の見直し	予定価格が250万円を超える建設工事及び建設関連業務	平成24年4月1日 (建設工事) 平成24年8月1日 (関連業務)	当分の間	88%	100%	2%	98%	制度化
2	入札公告予定の公表	予定価格が5億円以上の工事	平成25年10月1日	当分の間	68%	99%	5%	94%	制度化
3	契約締結後における単価適用年月変更	農林水産部及び土木部所管工事で、特記仕様書に対象の明示があるもの	平成24年8月20日	当分の間	89%	100%	0%	100%	継続
4	アスファルト舗装工事における下請負制限の一部緩和	東日本大震災に伴う復旧・復興工事	平成24年7月30日	当分の間	58%	95%	10%	85%	継続
5	同一配置技術者の複数入札エントリー	全ての一般競争入札の工事	平成25年9月1日	当分の間	76%	94%	4%	90%	制度化
6	着手日を指定した工事の手持ち工事対象の拡大	特記仕様書に「着手指定日」の記載がある工事	平成25年5月7日 (県工事のみ対象) 平成27年4月1日 (県工事以外に拡大)	平成28年3月31日	78%	97%	2%	95%	制度化
7	オープンブック方式の適用緩和	全工事	平成25年5月7日 平成25年9月1日 平成26年9月1日 (一部改正)	平成28年3月31日	89%	100%	3%	97%	継続
8	低入札価格調査の簡素化・迅速化	東日本大震災に関連する災害復旧工事及び建設関連業務	平成23年6月1日	当分の間	79%	99%	7%	92%	継続
9	最低制限価格制度の適用	予定価格1億円未満の土木一式・建築一式・災害公営住宅建設に係る電気工事、機械器具設置工事、管工事	平成25年5月7日 平成26年9月1日 (一部改正)	平成28年3月31日	71%	93%	7%	86%	継続
10	「特別簡易型」総合評価落札方式を導入	設計額250万円以上5億円未満の復旧・復興工事で、技術的難易度がそれほど高くない工事	平成23年6月1日 平成24年4月1日 (適用金額の拡大)	当分の間	70%	88%	6%	82%	継続
11	価格以外の評価項目(震災貢献)の追加(東日本大震災での対応実績)	高度型を除く総合評価落札方式の工事	平成24年8月1日 平成25年5月7日 (一部改正)	平成28年3月31日	68%	86%	7%	79%	継続
12	予定下請負企業・下請金額変更時のペナルティの特例	全工事	平成24年10月15日	当分の間	87%	98%	2%	96%	継続

概要添付

概要添付

(2) 建設工事における指名競争入札の取扱いについて

①概要

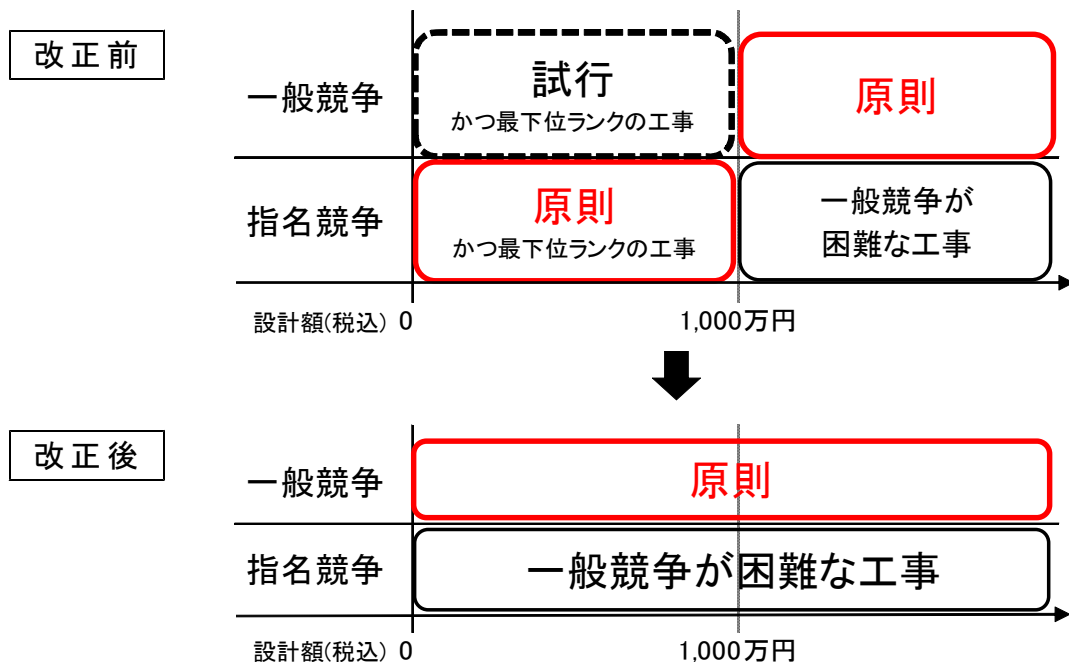
【指名競争入札】

- 平成13年度から最下位ランク工事であつ1千万円未満の工事については、指名競争入札としておりましたが、地方自治法施行令に基づき、設計額にかかわらず「一般競争入札が困難な工事」に該当する場合に適用することとします。

地方自治法施行令第167条	類型
一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。	<p>特許権を有する工法、特殊工法、特殊技術又は特殊機械を使用しなければ施行できない工事で、特定の者以外にはその施行ができないと認められる場合。</p> <p>施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合。</p> <p>大規模災害発生時などの復旧・復興のため、早急に施工する必要がある工事で、入札不調後再発注する場合。</p>
二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。	施工上特殊な技術等を要するため、施工可能業者が限られる場合。
三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。	契約の完全な履行がなされない場合や契約上の義務違反があった場合に、地方自治体の事業に著しく支障を来すおそれがある場合。

【一般競争入札】

- 一方、平成21年度から、最下位ランク工事であつ1千万円未満の工事については、一般競争入札を試行してきていましたが、一般競争入札は既に実績があり一般化されてきていること、上記指名競争入札が等級及び設計額によらなくなったことから、更なる透明性、公正性、競争性の確保を図るため、その適用範囲を、原則全ての建設工事に拡大するものとします。



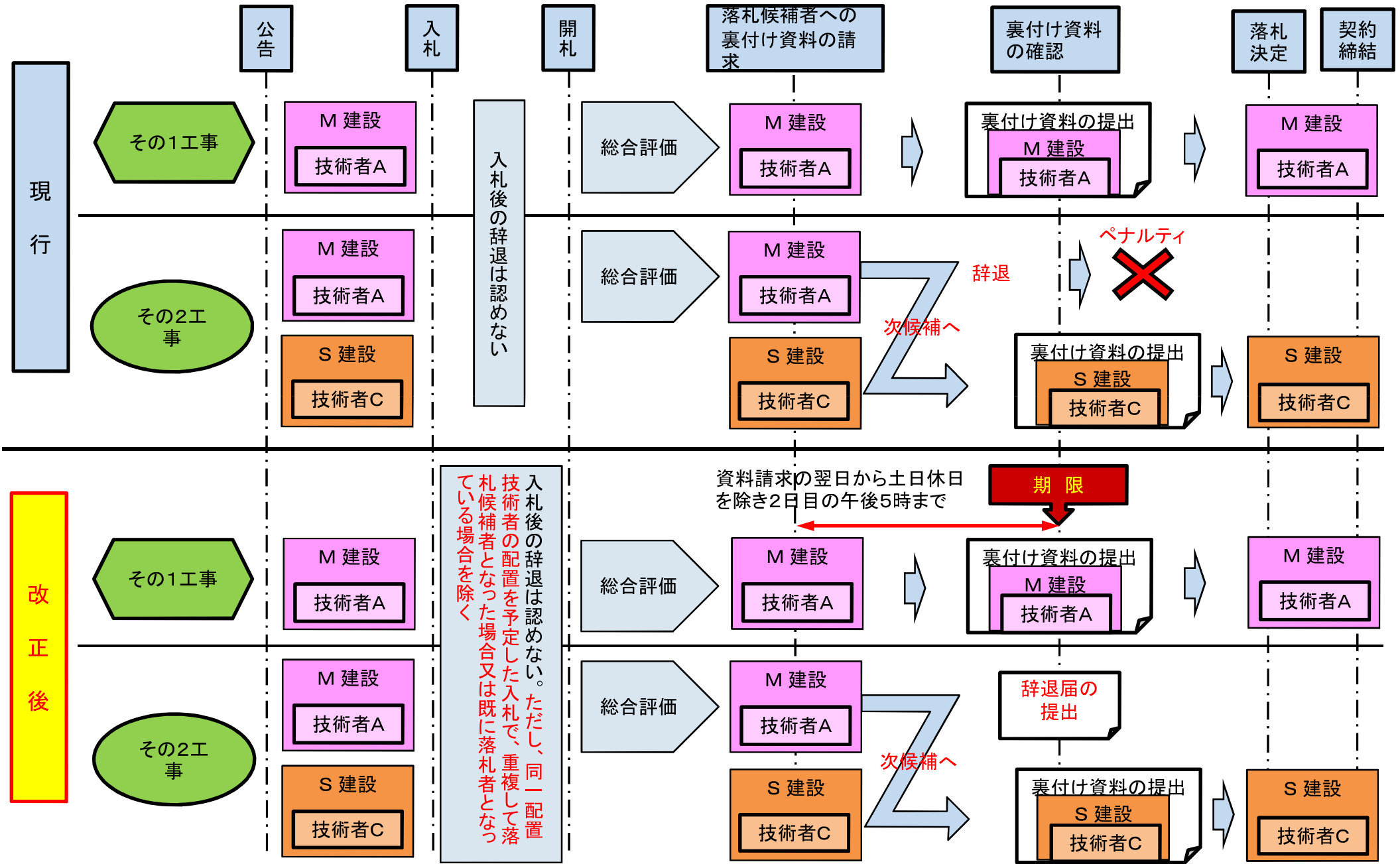
3 施行日

平成28年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用します。

5. 同一配置技術者の複数入札エントリーの導入

- 従来は同一配置技術者の複数入札へのエントリーを認めていなかったものを、今後は認めるものとします。
- また、それに伴い、従来認めてこなかった入札後の辞退を、今後は同一配置技術者の配置を予定した入札で、重複して落札候補者となった場合又は既に落札者となっている場合に限り、辞退を認めるものとします。
- さらに、一度にエントリーできる配置技術者の人数の限度を1名から2名に変更します。
- 適用範囲は全ての一般競争入札の工事です。

➤ ケース1 【同一技術者を複数入札にエントリーした場合（一般競争入札・総合評価落札方式）】



➤ 辞退届の様式

様式第11号

落札候補者の辞退届

工事番号

工事名

上記について、落札候補者として資格確認等の資料提出の指示を受けましたが、下記の工事において配置技術者が重複したため、落札候補者を辞退します。

発注機関

工事番号

工事名

配置技術者氏名

年 月 日

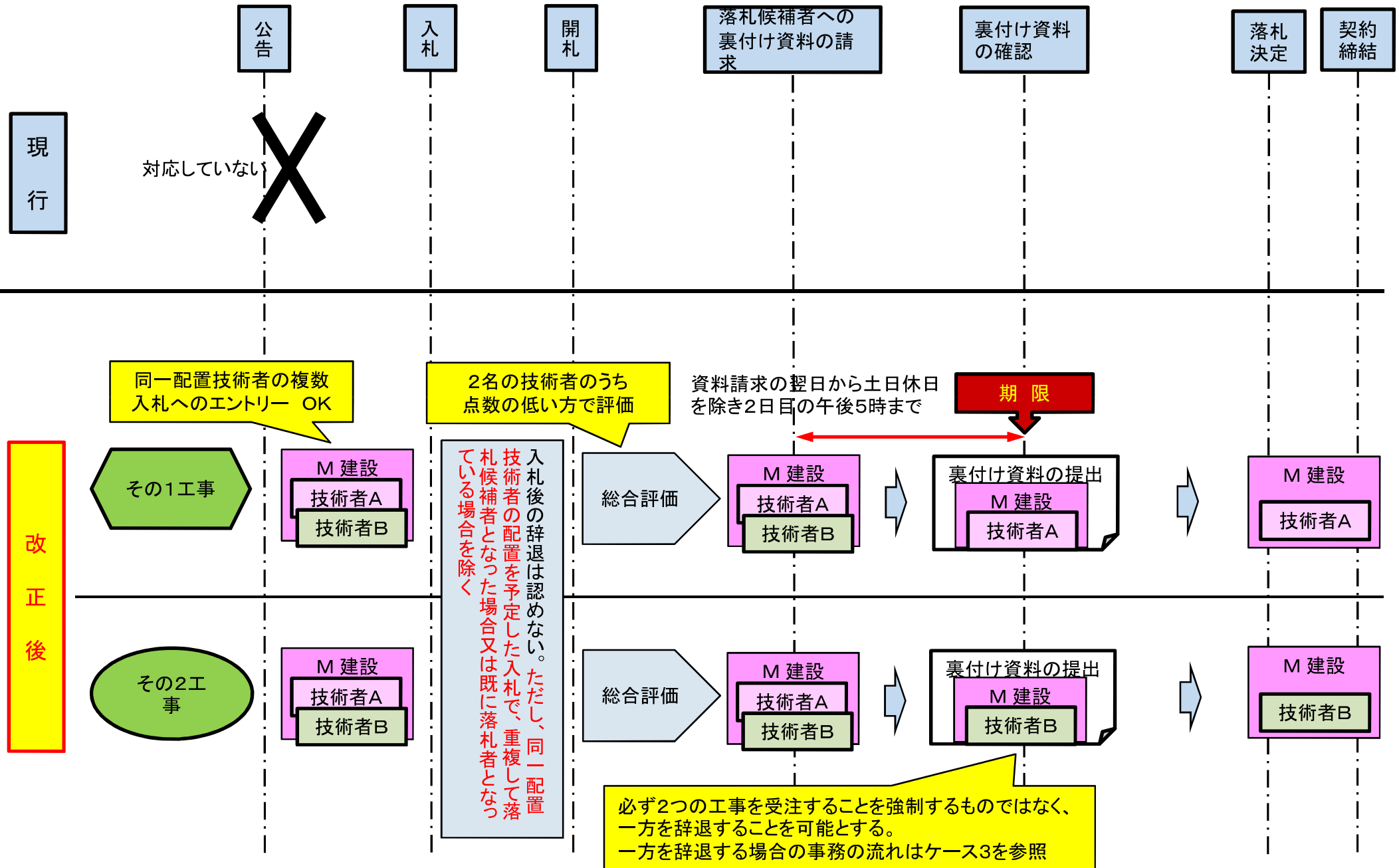
住所

商号又は名称

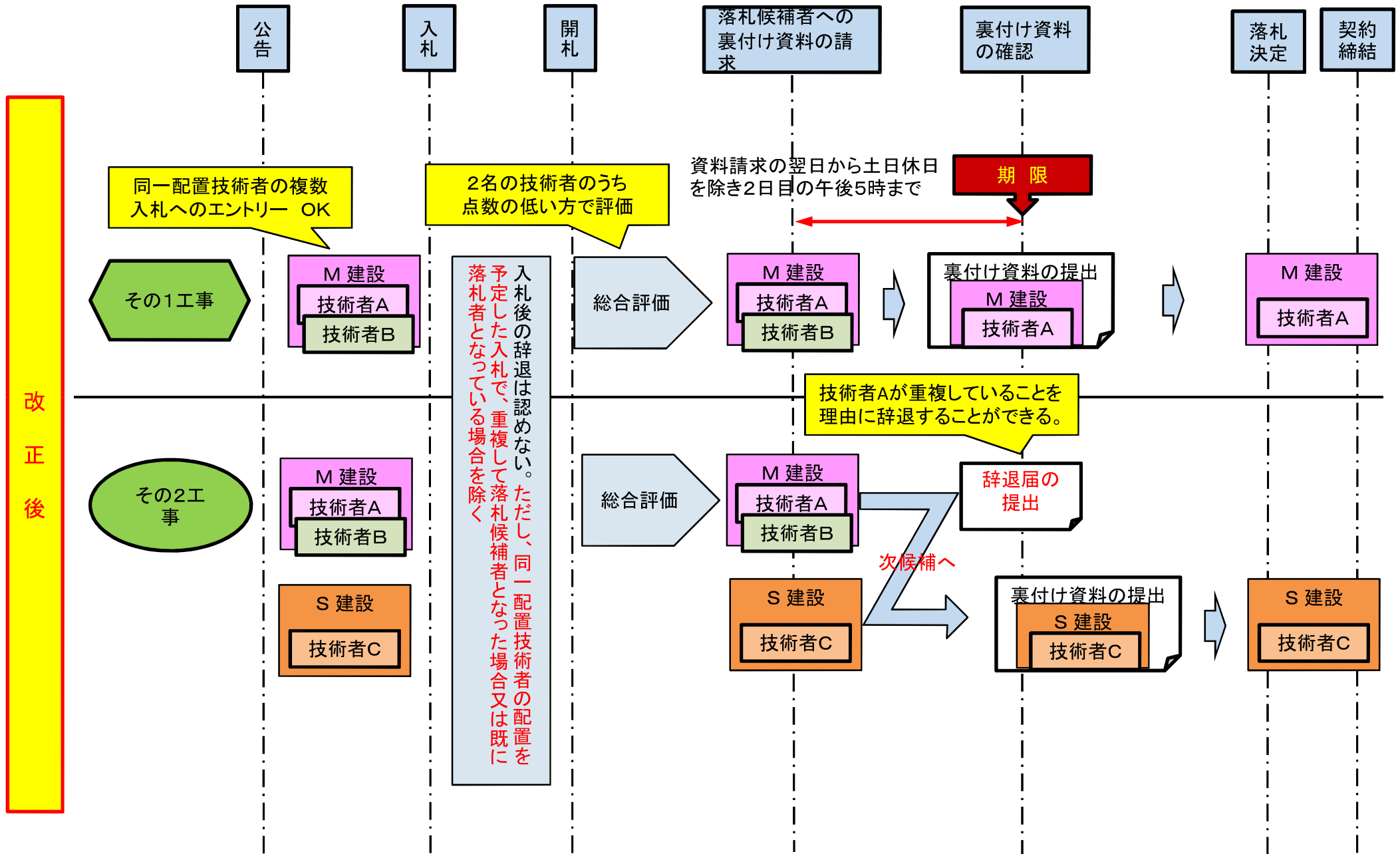
代表者氏名印

宮城県知事(又は地方公所長) 殿

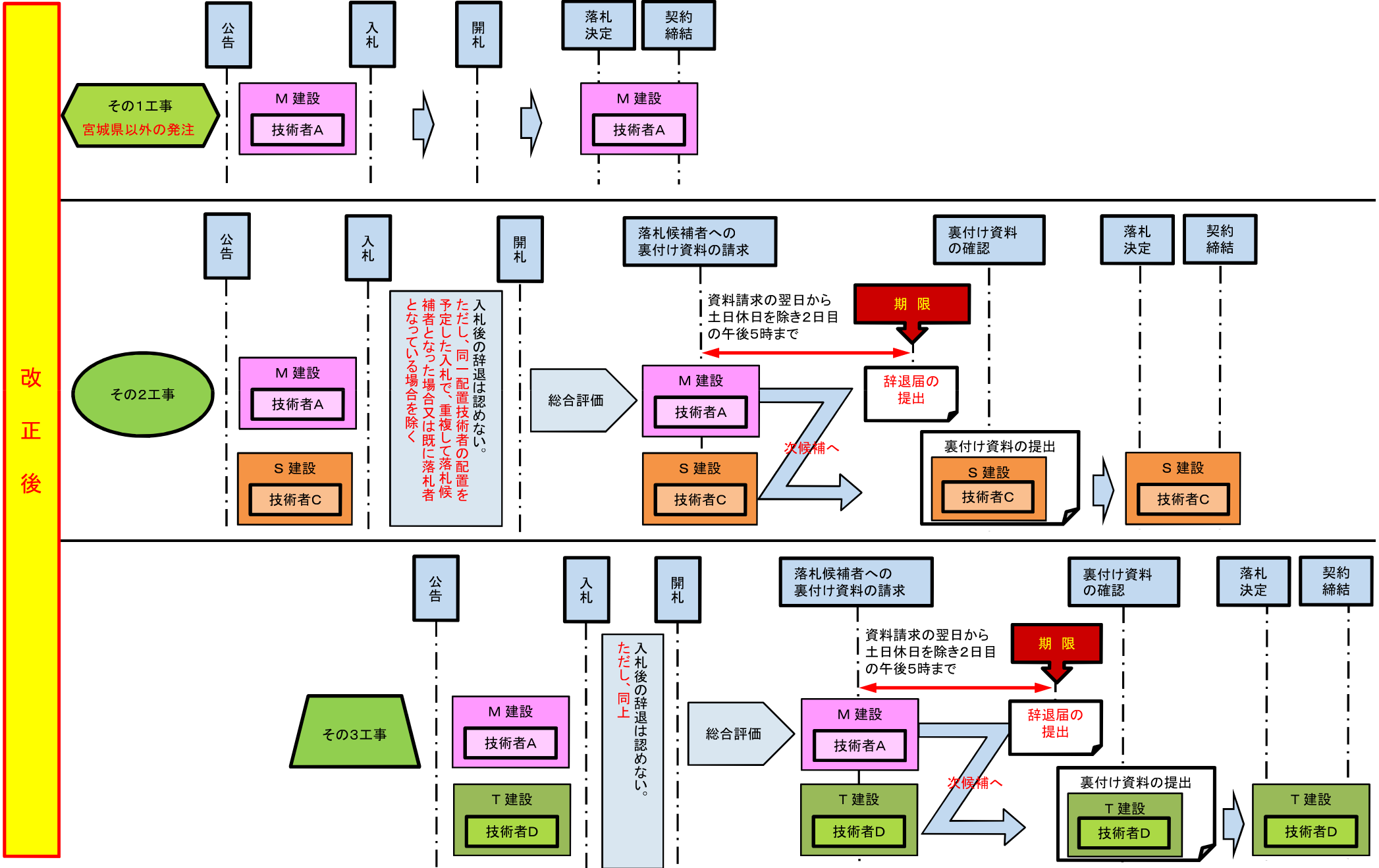
➤ ケース2 【2名の同一技術者を複数入札にエントリーした場合】



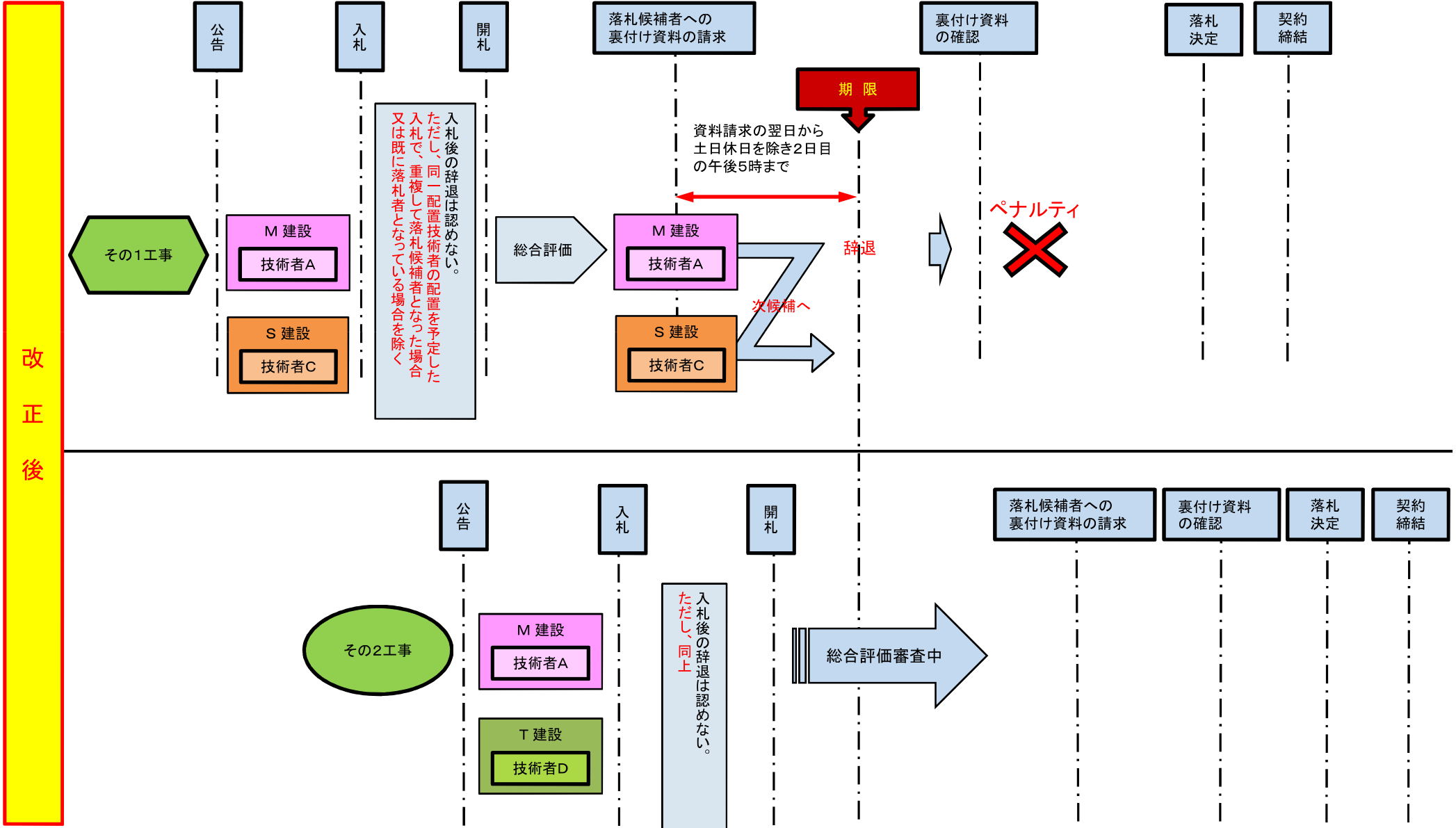
➤ ケース3 【2名の同一技術者を複数入札にエントリーし、一方を辞退する場合】



➤ ケース4 【同一技術者を複数入札にエントリーし、その一つが既に落札決定されている場合】



【注意】 同一配置技術者の配置を予定した入札で、重複して落札候補者となった場合又は既に落札者となっている場合に限り、裏付け資料を請求した日から県が定める期限までの間に限定して辞退を認めるものです。自由に辞退ができるわけではないので、ご注意願います。



7. 総合評価落札方式の留意点

- ~~予定価格1億円以上の工事における~~施工体制事前提出（オープンブック）方式の適用緩和及び同一配置技術者の複数入札エントリーの導入に伴い、総合評価落札方式に関する取り扱いが変更になります。

配置技術者の評価（技術力）

現 行	同一人の配置技術者を評価対象とする。
改 正	複数の配置技術者の場合は、技術力の低い技術者を評価対象とする。

当該工事における県内企業の活用割合（地域性（地域貢献））

現 行	県内企業30%未満 ⇒0点 県内企業30%以上100%未満⇒1点 県内企業100% ⇒2点	<ul style="list-style-type: none"> • 工事費内訳書と総合評価支援システム入力値にて評価 • 工事完成後に履行率を算定し、工事成績調書で考査する。
改 正	同 上	<ul style="list-style-type: none"> • 総合評価支援システム入力値にて評価 • 変更なし

➤ 【JVが2人の配置技術者を届け出た場合における総合評価対象技術者について】

【復興JVの場合】

【特定JVの場合】

現
行

➤ 持ち点の高い方が評価対象

代表者	技術者A (持ち点:2点)
構成員	技術者C (持ち点:4点) 評価対象

➤ 代表者の技術者が評価対象

代表者	技術者A (持ち点:2点) 評価対象
構成員	技術者C (持ち点:4点)

【復興JVの場合】

【特定JVの場合】

改
正
後

➤ 企業毎に持ち点の低い方で、かつ代表者と構成員のうち高い方が評価対象

代表者	技術者A (持ち点:2点)	技術者B (持ち点:5点)
構成員	技術者C (持ち点:4点)	技術者D (持ち点:3点) 評価対象

➤ 代表者の技術者のうち持ち点の低い方が評価対象

代表者	技術者A (持ち点:2点) 評価対象	技術者B (持ち点:5点)
構成員	技術者C (持ち点:4点)	技術者D (持ち点:3点)

評価対象

現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例
 手持ち工事対象の拡大について

平成 27 年 4 月 1 日
 宮城県出納局契約課

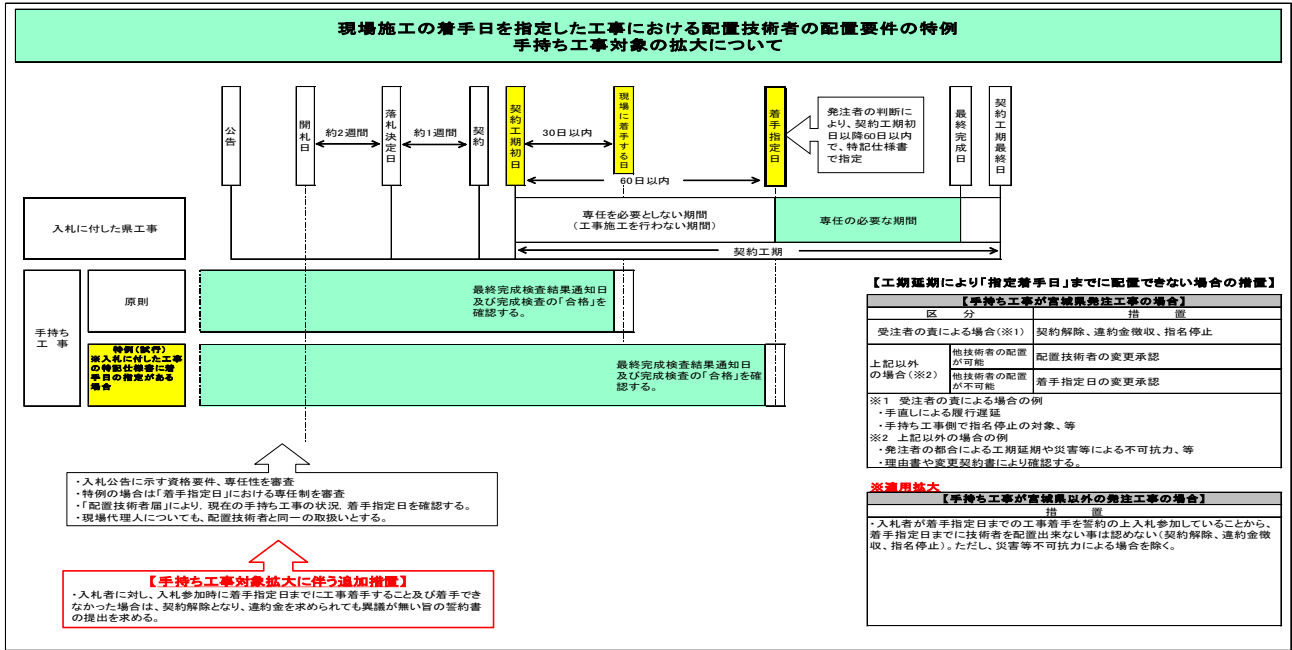
1 特例の概要

当該工事が下記の条件を満たす場合の配置技術者（監理技術者及び主任技術者）は、手持ち工事が宮城県、宮城県以外に関わらず着手指定日において配置要件の特例の適用を受けることができることとします。

記

入札に付した工事の特記仕様書に「着手指定日」の記載があること。
 （下の特記仕様書の記載例を参照のこと。）

「別紙 - 1 参照」



— 特記仕様書 —

記載例

施工条件明示書

工事番号	0	工事名	0	事務所名	0
項目	条件	内容		施工方法	備考
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。			
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置					
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例)	<input checked="" type="radio"/>	平成27年 1月 30日 (3 工程関係)に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)			
※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input type="radio"/>	請負者が着手指日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から〇〇日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。			
	<input type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)			
	<input type="radio"/>	上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm			

2 着手指定日までに技術者を配置できない場合の措置について

1) 工事請負者は、宮城県発注工事（手持ち工事）の工期延期が明らかになった場合は、「承認願（理由書）」（附属様式 1）を速やかに提出することとします。

●発注者の都合による場合

- ア) 他の技術者の配置が可能なとき … 配置技術者の変更承認
- イ) 他の技術者の配置が不可能なとき … 着手指定日の変更承認

2) 工事請負者の都合により、宮城県、宮城県以外の発注工事（手持ち工事）に関わらず工期延期が明らかになった場合、着手指定日の変更及び他の技術者を配置することを認めない。この場合、工事請負契約書第 4 7 条第 1 項第 3 号の規定に基づく契約解除（違約金）も含めて必要な措置を講じる。ただし、災害等不可抗力による場合を除く。

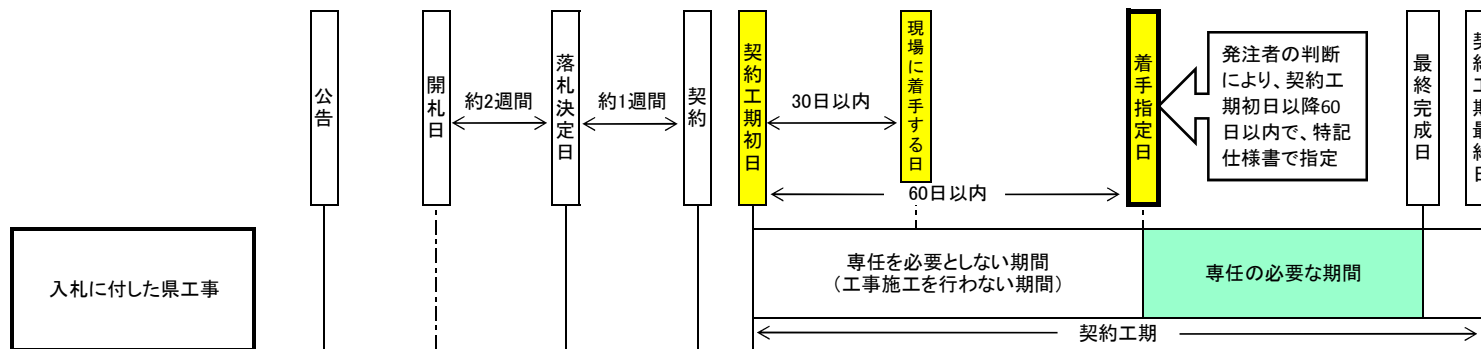
3 その他

手持ち工事が宮城県、宮城県以外に関わらず落札候補者に対し、資格審査時に誓約書(附属様式 2)の提出を求める。

4 適用期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに公告する案件とする。

現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例 手持ち工事対象の拡大について



入札に付した県工事

手持ち工事	原則	最終完成検査結果通知日及び完成検査の「合格」を確認する。
	特例(試行) ※入札に付した工事の特記仕様書に着手日の指定がある場合	最終完成検査結果通知日及び完成検査の「合格」を確認する。

【工期延期により「指定着手日」までに配置できない場合の措置】

【手持ち工事が宮城県発注工事の場合】		
区分	措置	
受注者の責による場合(※1)	契約解除、違約金徴収、指名停止	
上記以外の場合(※2)	他技術者の配置が可能	配置技術者の変更承認
	他技術者の配置が不可能	着手指定日の変更承認
※1 受注者の責による場合の例		
<ul style="list-style-type: none"> 手直しによる履行遅延 手持ち工事側で指名停止の対象、等 		
※2 上記以外の場合の例		
<ul style="list-style-type: none"> 発注者の都合による工期延期や災害等による不可抗力、等 理由書や変更契約書により確認する。 		

- ・入札公告に示す資格要件、専任性を審査
- ・特例の場合は「着手指定日」における専任制を審査
- ・「配置技術者届」により、現在の手持ち工事の状況、着手指定日を確認する。
- ・現場代理人についても、配置技術者と同一の取扱いとする。

【手持ち工事対象拡大に伴う追加措置】

- ・入札者に対し、入札参加時に着手指定日までに工事着手すること及び着手できなかった場合は、契約解除となり、違約金を求められても異議が無い旨の誓約書の提出を求める。

※適用拡大

【手持ち工事が宮城県以外の発注工事の場合】	
区分	措置
<ul style="list-style-type: none"> ・入札者が着手指定日までの工事着手を誓約の上入札参加していることから、着手指定日までに技術者を配置出来ない事は認めない(契約解除、違約金徴収、指名停止)。ただし、災害等不可抗力による場合を除く。 	

(附属様式1)

承認願(理由書)

平成 年 月 日

宮城県知事(又は地方公所長) 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

当社は、下記の理由により、着手指定日に当初予定の配置技術者を配置できなくなりましたので、関係資料を添えて提出します。
つきましては、他の配置技術者の配置が(できます ・ できません)ので、
(配置技術者 ・ 着手指定日)の変更を承認願います。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
着 手 指 定 日	
配置できない理由	<input type="checkbox"/> 現在の手持ち工事が、工事内容に変更があり工期延期になったため。 <input type="checkbox"/> その他(具体的内容を下欄に記載)
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 変更に関する協議書等
配置技術者の変更	※他の技術者を配置できる場合 【変更前】 氏名 資格の名称 番号 号 資格の名称 番号 号 【変更後】 氏名 資格の名称 番号 号 資格の名称 番号 号
※1 着手指定日の変更希望	※他の技術者を配置できない場合 平成 年 月 日

承認 ・ 不承認 通知書

平成 年 月 日

(受注者)

殿

(発注者)

印

上記工事について、承認願のとおり(承認 ・ 不承認) します。
(なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。)

※1 着手指定日の変更希望欄は、手持ち工事が宮城県発注工事の場合で、発注者の都合により、当初配置予定の技術者が配置できなくなり、かつ、他の技術者を配置できない場合に使用する。

※2 本書は、契約事務担当者へ提出すること。

(附属様式2)

誓 約 書

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

今般、下記建設工事の配置技術者を届け出るに当たり、着手指定日において、専任で配置されている他の工事はないこと並びに本工事が専任配置を求めている場合は本工事に専任で配置することを誓約します。

なお、配置技術者の配置が出来なかった場合、工事請負契約書第47条の規定に基づく契約解除（違約金）及び宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領による措置を受けても異議ありません。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名

『宮城県の入札契約制度における
震災特例に関するアンケート調査』
結果報告書

1. 調査の概要
2. 調査結果
3. 調査結果を踏まえた今後の方向性

平成27年12月

宮城県出納局契約課

1 調査の概要

目的

本県では、東日本大震災からの早期復旧・復興を目指し、県発注工事の入札契約手続き等に関する様々な特例措置を講じてきているところです。

「宮城県震災復興計画」においては、平成 26 年度からの 4 年間で「再生期」と定め、引き続き本県の復旧・復興を更に加速することとしており、入札契約制度においても透明性、公正性、競争性を確保しつつ、その実現に寄与していくと同時に、建設産業の将来を見据えた制度改正を図っていく必要があります。

今般、震災から 6 年目となる平成 28 年度以降の本特例措置の取り扱いを検討するにあたり、県内の建設企業の皆様のご意見を参考とするため、アンケート調査を実施したものです。

対象業種・等級

県発注工事の入札参加登録を有する県内本社の建設会社の中から、県発注の復旧・復興工事への入札参加及び元請けとして受注実績のある 110 者を対象としました。

業種	地域ブロック	登録数			アンケート調査対象 (登録数の約20%抽出)		
		ランク			ランク		
		S	A	計	S	A	計
土木一式工事	県南	24	43	67	7	6	13
	松島・石巻	44	48	92	10	8	18
	仙台	45	66	111	12	10	22
	大崎・栗原	30	40	70	8	6	14
	登米・気仙沼	18	37	55	6	5	11
	計	161	234	395	43	35	78
建築一式工事	県南	9	12	21	3	2	5
	松島・石巻	14	7	21	3	2	5
	仙台	30	31	61	8	4	12
	大崎・栗原	12	11	23	3	2	5
	登米・気仙沼	11	11	22	3	2	5
	計	76	72	148	20	12	32
合計		237	306	543	63	47	110

調査内容

- (1) 特例措置 13 項目についての「評価」を 5 段階から選択
- (2) 特例措置 13 項目についての「今後のあり方」を「継続」又は「廃止」のいずれかを選択
「継続」を選択した場合は、「平成 28 年度まで」と「復旧・復興の収束まで」のどちらかを選択
「廃止」を選択した場合は、具体的理由を記載
- (3) WTO 対象金額未達の工事に対する発注形態について
- (4) その他（現状の県の入札契約制度全般へのご意見等）

調査日程

平成 27 年 9 月 10 日～10 月 2 日（前回調査 平成 25 年 5 月実施）

アンケート調査回答率

回答率 89.1%（110 者のうち 98 者が回答）（前回調査 91 者が回答）

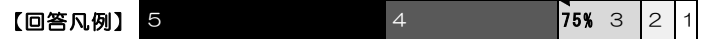
2. 調査結果

(1) 評価

評価する ⇔ 評価しない



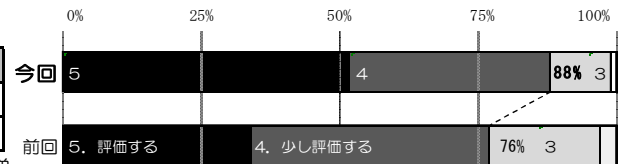
4. 以上の評価の割合



問1. 発注見直し公表頻度見直し

	5	4	3	2	1
回答数	50	35	11	1	0
割合%	52%	36%	11%	1%	0%

評価4以上 **88%** 前回 76% 12%増



問2. 入札公告予定の公表

	5	4	3	2	1
回答数	38	28	29	1	1
割合%	39%	29%	30%	1%	1%

評価4以上 **68%** 前回 -



問3. 契約締結直後年月の変更契約

	5	4	3	2	1
回答数	72	15	10	0	0
割合%	74%	15%	11%	0%	0%

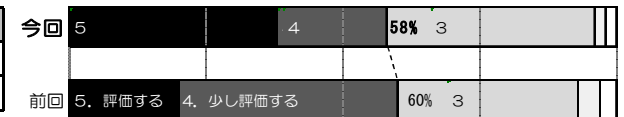
評価4以上 **89%** 前回 84% 5%増



問4. 舗装工事の下請制限一部緩和

	5	4	3	2	1
回答数	35	19	35	2	2
割合%	38%	20%	38%	2%	2%

評価4以上 **58%** 前回 60% 2%減



問5. 配置技術者の複数入札参加可能

	5	4	3	2	1
回答数	54	18	17	4	2
割合%	57%	19%	18%	4%	2%

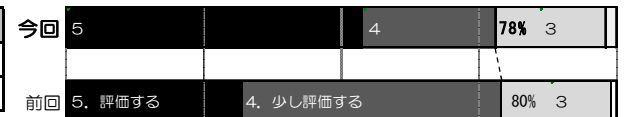
評価4以上 **76%** 前回 -



問6. 着手指定日工事の手持ち対象拡大

	5	4	3	2	1
回答数	52	23	20	2	0
割合%	54%	24%	20%	2%	0%

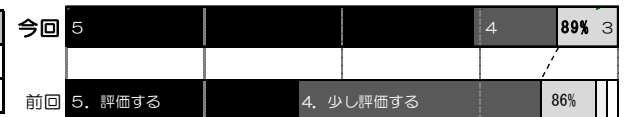
評価4以上 **78%** 前回 80% 2%減



問7. オープンブック方式適用緩和

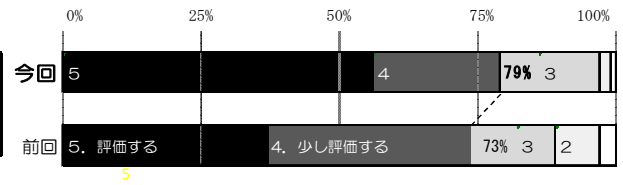
	5	4	3	2	1
回答数	72	15	10	0	0
割合%	74%	15%	11%	0%	0%

評価4以上 **89%** 前回 86% 3%増



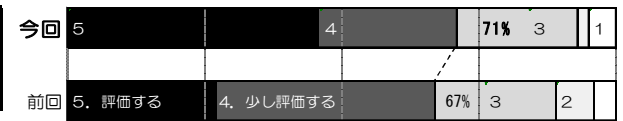
問8. 履行能力確認調査の簡素化

	5	4	3	2	1
回答数	54	22	18	2	1
割合%	56%	23%	18%	2%	1%
評価4以上 79%		前回 73% 6%増			



問9. 最低制限価格制度の導入

	5	4	3	2	1
回答数	44	24	21	2	5
割合%	46%	25%	22%	2%	5%
評価4以上 71%		前回 67% 4%増			



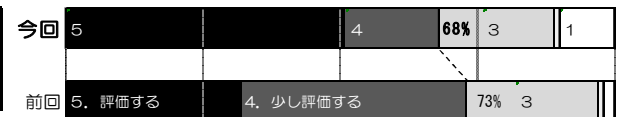
問10. 特別簡易型(実績重視型)の導入

	5	4	3	2	1
回答数	50	17	19	4	7
割合%	52%	18%	19%	4%	7%
評価4以上 70%		前回 60% 10%増			



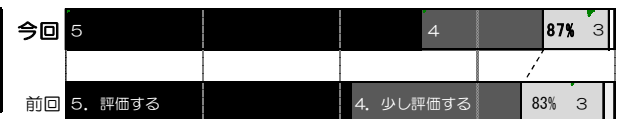
問11. 東日本大震災の災害対応加点点評価

	5	4	3	2	1
回答数	49	17	20	1	10
割合%	51%	17%	21%	1%	10%
評価4以上 68%		前回 73% 5%減			



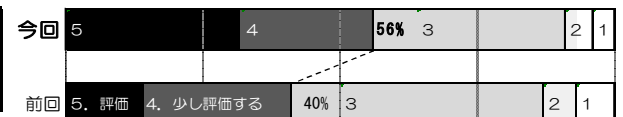
問12. 予定下請の変更をペナルティとしない

	5	4	3	2	1
回答数	63	21	12	0	1
割合%	65%	22%	12%	0%	1%
評価4以上 87%		前回 83% 4%増			



問13. 混合入札・複数等級入札の試行

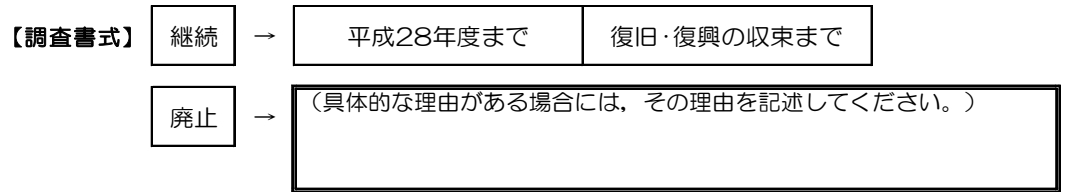
	5	4	3	2	1
回答数	31	23	33	5	4
割合%	32%	24%	35%	5%	4%
評価4以上 56%		前回 40% 16%増			



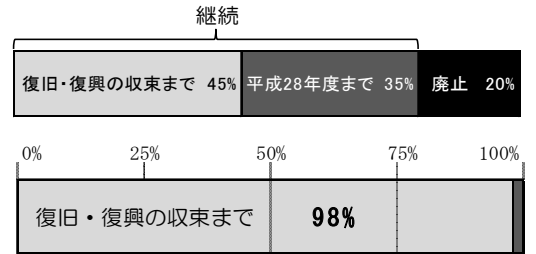
【結果】

- 4以上の評価が、全13項目で5割以上（全項目平均**75%**）
 - ・最高評価項目は、問3[契約締結直後年月単価の変更契約]・問7[オープンブック方式の適用緩和]の**89%**
 - ・最低評価項目は、問13[混合入札・複数等級入札の試行]の**56%**
- 4以上の評価が、前回調査との比較し、全11項目のうち、8項目増加、3項目で減少
 - ・最も大きい増加は、問13[混合入札・複数等級入札の試行]の**16%増**
 - ・最も少ない増加は、問7[オープンブック方式の適用緩和]の**3%増**
 - ・最も大きい減少は、問11[東日本大震災での災害対応加点点評価]の**5%減**
 - ・最も少ない減少は、問4[舗装工事の下請制限一部緩和]・問6[着手指定日工事の手持ち対象拡大]の**2%減**
- 今回調査した震災特例13項目の評価は、全ての項目で5段階中4以上の評価が、過半数（56～89%）を超える結果となりました。
- 前回調査に対しても、一部（問4、6、11）を除き、5段階中4以上の評価が増加しました。
- ◎ 以上から、本特例措置は、調査対象の大部分の建設業者から前回調査以上の評価を得ている結果となりました。

(2) 今後のあり方



【回答凡例】



問1. 発注見直し公表頻度見直し

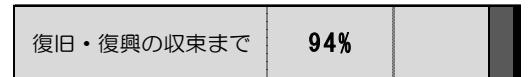
	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	94	2	0
割合%	98%	2%	0%

継続 100%

問2. 入札公告予定の公表

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	90	5	1
割合%	94%	5%	1%

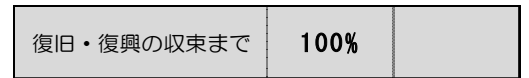
継続 99%



問3. 契約締結直後年月の変更契約

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	95	0	0
割合%	100%	0%	0%

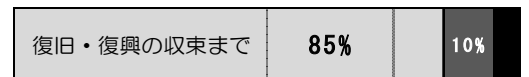
継続 100%



問4. 舗装工事の下請制限一部緩和

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	78	9	5
割合%	85%	10%	5%

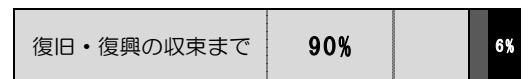
継続 95%



問5. 配置技術者の複数入札参加可能

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	84	4	6
割合%	90%	4%	6%

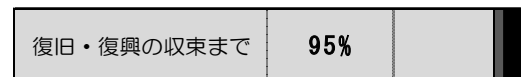
継続 94%



問6. 着手指定日工事の手持ち対象拡大

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	91	2	3
割合%	95%	2%	3%

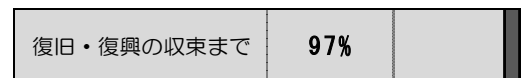
継続 97%



問7. オープンブック方式適用緩和

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	93	3	0
割合%	97%	3%	0%

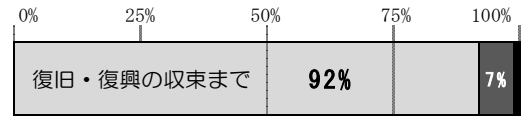
継続 100%



問8. 履行能力確認調査の簡素化

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	88	7	1
割合%	92%	7%	1%

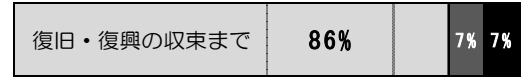
継続 99%



問9. 最低制限価格制度の導入

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	81	7	7
割合%	86%	7%	7%

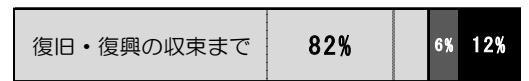
継続 93%



問10. 特別簡易型（実績重視型）の導入

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	78	6	11
割合%	82%	6%	12%

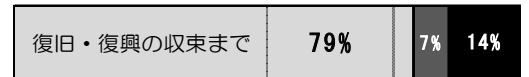
継続 88%



問11. 東日本大震災での災害対応加点評価

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	76	7	14
割合%	79%	7%	14%

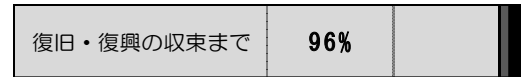
継続 86%



問12. 予定下請の変更をペナルティとしない

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	92	2	2
割合%	96%	2%	2%

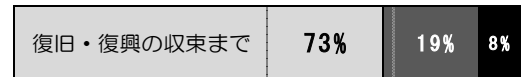
継続 98%



問13. 混合入札・複数等級入札の試行

	復興収束まで	H28まで	廃止
回答数	69	18	8
割合%	73%	19%	8%

継続 92%



〔結果〕

- 今回調査した震災特例13項目全てにおいて「復旧・復興の収束まで」を選択した割合は、7割以上（73～100%）の支持となりました。
- 「平成28年度まで」継続を選択した割合は、0～19%で少数となりました。
- 一部（問10[特別簡易型（実績重視型）の導入]、問11[東日本大震災での災害対応加点評価]）、廃止の割合が2桁（12%、14%）となりました。主な廃止理由については下記のとおりです。
 - ・問10：「会社所在地により評価の優劣がでる」、「他管内の仕事がとれない」他4件
 - ・問11：「本当に貢献した業者を正當に評価していない」、「一部の貢献でかなり大きなメリットを受けている」他7件
- ◎ 以上から、本特例措置は、調査対象の大部分の建設業者から「復旧・復興の収束まで」が望まれている結果となりました。

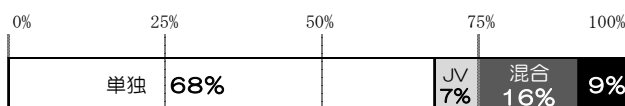
(3) WTO対象金額未満の工事に関する発注形態について

【調査書式】	発注金額帯	発注形態
	3億円以上5億円未満	単独・JV・混合・複数等級混合
	5億円以上10億円未満	単独・JV・混合・複数等級混合
	10億円以上20.2億円未満	単独・JV・混合・複数等級混合

【回答凡例】	単独 30%	JV 20%	混合 20%	複数等級混合 30%
--------	--------	--------	--------	------------

1. 3億円以上5億円未満

	単独	JV	混合	複数等級混合
回答数	68	7	16	9
割合%	68%	7%	16%	9%



複数等級混合

2. 5億円以上10億円未満

	単独	JV	混合	複数等級混合
回答数	32	13	39	15
割合%	32%	13%	40%	15%



3. 10億円以上20.2億円未満

	単独	JV	混合	複数等級混合
回答数	10	29	40	20
割合%	10%	29%	41%	20%



※補足 混合とは、単独とJV（特定JVや復興JVなど）が混合する入札を指します。
複数等級混合とは、S等級やA等級などの複数等級とJV等が混合する入札を指します。

【結果】

- 「3億円以上5億円未満」において、「単独」を選択した割合は、約7割（68%）の支持となりました。
- 「5億円以上10億円未満」においては、最多は「混合」（40%）で、続いて「単独」（32%）となっており、その2つで7割以上（72%）の支持となりました。
- 「10億円以上20.2億円未満」においては、最多は「混合」（41%）で、続いて「JV」（29%）となっており、その2つで7割（70%）の支持となりました。
- ◎ 以上から、「3億円以上5億円未満」は「単独」、「5億円以上10億円未満」は「単独」又は「混合」、「10億円以上20.2億円未満」は「JV」又は「混合」での発注が望まれている結果となりました。

(4) その他（現状の県の入札契約制度全般へのご意見等）

（主な内容）

総合評価の見直し ⇒17者（25件）

- (1) 内容見直し（公平性、項目の追加、項目等の不要、項目の変更） 8件
- (2) 内容見直し（地元及び県内業者有利へ） 7件
- (3) 施工計画等の加点根拠を公表 4件
- (4) その他（資料が多い・手引き通りで無い、もう少し簡単・わかりやすく、価格のみでなく総合評価を全工事へ等） 6件

発注方法関係 ⇒10者（11件）

- (1) 地元業者が応札可能な発注（面積や金額を小さく、地元業者を必ず参加出来る制度、1千万以下は地域限定指名入札等） 6件
- (2) Sランク以外が応札可能な発注（金額を押さえA～C等級にも門戸を広げる等） 3件
- (3) その他（発注時期の検討等） 2件

震災特例継続 ⇒9者（9件）

- (1) 問1～3, 5～8, 10の震災特例の恒久化 6件
- (2) 現行入札制度の継続 3件

オープンブック方式の見直し ⇒7者（7件）

- (1) オープンブック方式の廃止（他の自治体に無い、下請金額や業者選定が難しい、施工後の変更頻度が多い等） 5件
- (2) 下請け情報記載の廃止（落札が決まる前に下受人を決めるのは難しい等） 2件

入札方式の簡素化 ⇒6者（6件）

- (1) 落札決定までの期間短縮（落札候補者となってから決定までは長すぎる等） 4件
- (2) 入札契約制度が複雑（国や他の地方自治体に比べ複雑で手間がかかる等） 2件

予定価格事前方式の見直し ⇒3者（3件）

- (1) 予定価格事後公表を希望（国や多くの自治体では事後、2,500万以下の事後公表等） 3件

その他 ⇒16者 主なものは下記のとおりです。

- ・ 質問受付等の日数が短い（内容検討が十分に出来ない）
- ・ 回答への質問希望（質問は1回だけでなく回答にも質問をお願いしたい）
- ・ 復旧復興収束前に震災前の条件に近づけるため準備期間を設ける（競争が急に激化する前の対応として）

3. 調査結果を踏まえた今後の方向性

- ◆ 今回アンケートを行った特例措置の「評価」では、多くの建設業者から前回調査以上の評価がされており、「今後のあり方」では、全ての特例措置で「復旧・復興の収束まで」が望まれている結果となったことから、来年度へ継続することを今後の方向性とします。
- ◆ 継続の期限は、毎前年度において、復旧・復興事業の収束状況や、各施策の効果等を検証し、方向性を決定して行くこととします。
- ◆ 今回の特例措置を実施している中で、発注者及び受注者にとって、特に恒久とすることが望ましいと思われる特例措置については、「制度化」とすることを今後の方向性とします。
- ◆ 今回アンケートでいただいた「その他」の意見については、現状の入契制度に対する貴重なご意見と捉え、制度見直しに際しては、十分に参考としていくこととします。

アンケートへのご協力ありがとうございました。